

第 1 号議案

会長の選出について

京都府環境審議会条例第 5 条第 1 項により、審議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとされております。

京都府環境審議会事務局として、長年、同審議会委員を務められ、経験も豊富であり、また、多くの部会を有し、課題も複雑で多岐にわたる同審議会において、前期も会長として尽力された郡 篤 孝委員を会長に推薦します。

なお、事務局からの会長の推薦について、委員本人から承諾を得ている旨申し添えます。